

■当書面は2006年（平成18年）11月22日以前にカードローン等をお申込みいただいた方のみが対象です。

ご意向（ニーズ）確認のお願い
当該書面に記載の「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報情報の取扱いについて」の内容を必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、この保険の目的がご自身の加入目的（ご意向）に合致しているか必ずご確認ください。

消費者信用団体生命保険 重要事項に関するご説明

※当書面は2006年（平成18年）11月22日以前にカードローン等をお申込みいただいた方のみが対象です。

この「消費者信用団体生命保険の重要事項に関するご説明」には、【契約概要】（ご加入の内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項）、および【注意喚起情報】（ご加入のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項）を記載しています。

【 契 約 概 要 】

1. 消費者信用団体生命保険の特長

■この消費者信用団体生命保険は、新生フィナンシャル株式会社からカードローン等を借入れられている方について、その債務の返済期間中に万が一のことがあった場合に、保険金をもって債務の弁済（債権の回収）を行うため、新生フィナンシャル株式会社を保険契約者として運営する団体保険商品です。所定の年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。保険料は保険契約者が負担します。

2. 加入資格（※2006年（平成18年）11月22日以前にカードローン等をお申込みいただいた方のみが対象です。）

■新生フィナンシャル株式会社のカードローン等の会員の方で、加入申込書（兼告知書）に記載の「告知事項」に該当する満年齢18歳以上75歳以下であることを要します。

3. 保険金額

■保険金額は、債務残高に応じて定まり、債務の借入れおよび返済に応じて変動いたします。詳細は保険契約者にご確認ください。

■保険金額については、債務の元本および保険金が支払われる

日までの所定の利息が含まれます。

■この保険の申込みでは、債務の借入れおよび返済に応じて変動する債務額にかかわらず、保険金額300万円が上限となります。したがって、債務額のうち保険金上限を超える部分につきましては保障されません。

4. 保険金のお支払い

■被保険者が保険期間中に次のいずれかのお支払事由に該当した場合、保険金が支払われます。

<お支払事由>

- ・死亡されたとき
- ・保障開始後の傷害または疾病により、以下の8項目の高度障害状態のいずれかに該当したとき
- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、1下肢を足関節以上で失ったもの

5. 保険期間

■保険期間は、保障開始日（【注意喚起情報】に記載）から、次のいずれかの事由により被保険者がこの保険契約から脱退する日までとなります。

- ・死亡されたとき
- ・約款に定める高度障害状態に該当され保険金が支払われたとき
- ・満76歳となった日の属する月の末日
- ・信用供与契約が消滅したとき（会員資格を喪失したとき）
- ・告知義務違反等で会員資格を喪失したとき
- ・この保険契約が消滅したとき

6. 脱退による返戻金

■この保険には、脱退による返戻金はありません。

7. 引受生命保険会社

■この契約は、複数の引受生命保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社（ジブラルタ生命保険株式会社）が他の生命保険会社から委任を受けて事務を行います。被保険者の加入保険金額等については、それぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負いません。また、将来、引受生命保険会社および引受割合を変更することがあります。

※引受生命保険会社（平成26年8月1日現在）
ジブラルタ生命保険株式会社（60%・事務幹事会社）
メットライフ生命保険株式会社（30%）
三井住友海上あいおい生命保険株式会社（10%）

8. この保険契約に関する照会

■この保険契約に関するご照会につきましては、保険契約者である新生フィナンシャル株式会社にご照会ください。（必要に応じて保険会社におつなぎします）

【生命保険協会の窓口】

■この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス；<http://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【 注 意 喚 起 情 報 】

1. 加入の申込みの撤回に関する事項（クーリング・オフ）

■この保険は、新生フィナンシャル株式会社を保険契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

2. 「告知」に関する重要事項

■現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知していただく義務があります。生命保険は、多数の

人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって初めから健康状態の良い方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。

■加入申込書（兼告知書）に「告知事項」を記載しておりますので、ご確認ください。「告知事項」に該当されない場合には、ご加入いただいても、保障開始日から1年以内であれば、その被保険者の部分が解除される場合があります。お支払事由が発生した後においても解除される場合があります。

■解除された場合には、お支払事由が発生していても、保険金は支払われません。既に保険金が支払われていたときは、引受生命保険会社はその返還を請求します。（ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金は支払われます。）

■新生フィナンシャル株式会社の社員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。

3. 保障開始日

■この保険の保障開始日は、カードローン等会員契約の締結日と生命保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日となります。

■生命保険会社社員・新生フィナンシャル株式会社社員等には保険へのご加入を承諾する権限がありません。

4. 保険金が支払われない場合

■次のような場合には、保険金が支払われないことがあります。

- ・保障開始日から1年以内における被保険者の自殺による場合
- ・契約者または被保険者の故意による場合
- ・戦争その他の変乱による場合
- ・高度障害状態の原因となる傷病が保障開始日前に生じている場合
（なお、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。）
- ・契約者または被保険者から告知いただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合
- ・契約者または被保険者による詐欺の行為（未遂を含みます。）を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があつて、契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

- ・契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合
- ・疾病または不慮の事故等による傷害の治療を目的とした入院または通院（以下「入院等」という）中に債務額の増額（債務額がない状態からの増額を含む）が行われ、かつ、保険金の支払事由が発生した日の保険金額が最初の入院等を開始した日の保険金額より大きく、契約者による所定の証明が行われない場合

■保険金額には上限(300万円)があるため、債務額のうち保険金額の上限を超える部分について保険金は支払われず、債務が残ることがあります。

5. 保険金等のご請求について

■受取人である団体（ご契約者）からのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。なお当社で委託した確認担当者が保険金のご請求の際ご請求内容について確認させていただく場合があります。

6. 引受生命保険会社が経営破綻した場合等のお取扱い

■引受生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご加入にあつてお約束した保険金額が削減されることがあります。

■引受生命保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である引受生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額が削減されることがあります。

■保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（お問合せ先）

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00

（祝日、年末年始を除く）

ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

個人情報の取扱いについて

— 保険契約者と引受生命保険会社からのお知らせ —

■「加入申込書（兼告知書）」に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）は、保険契約者が取得し、保険契約者が保険契約を締結する引受生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）に提供します。（保険契約者からご提出をお願いした医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の個人情報も同様です。）

■保険契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。また、保険契約者は加入可否の結果をローン借入れに際し使用することがあります。

■引受生命保険会社は、保険契約者から提供された個人情報を、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、保険契約者、引受生命保険会社にこの目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および引受生命保険会社において、それぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■引受生命保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受生命保険会社に提供されます。

■引受生命保険会社は、告知の有無にかかわらず、引受生命保険会社にて保有するお客様の個人情報を利用し、この保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金の支払いの可否を判断することがあります。

■引受生命保険会社は、ご加入をお断りする場合においても、その理由にかかわらず、お客様からいただいた個人情報を上記目的の範囲内で利用します。なお、ご提出いただいた告知書・診断書等の書類につきましては、ご加入の承諾・不承諾にかかわらずご返却いたしませんのでご了解ください。